

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

令和5年度 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）のご案内

ひとり親世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

■以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① **令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方**
(令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者の方)
- ② **公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方**
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ **食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方**

※上記①に該当する方は、令和5年5月30日(火)に支給済みです。

※上記②又は③に該当する場合であっても、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

2. 支給額

児童一人当たり一律 5万円

■支給手続きについては裏面に記載しています。必ずご確認ください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ こども家庭庁コールセンター

0120-400-903 (受付時間: 平日 9:00~18:00)

■ 西脇市役所 福祉部 はびいくサポートセンター

0795-22-3111 (内線 1152)

(受付時間: 平日 8:30~17:15)

3. 給付金の支給手続き

■ 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方

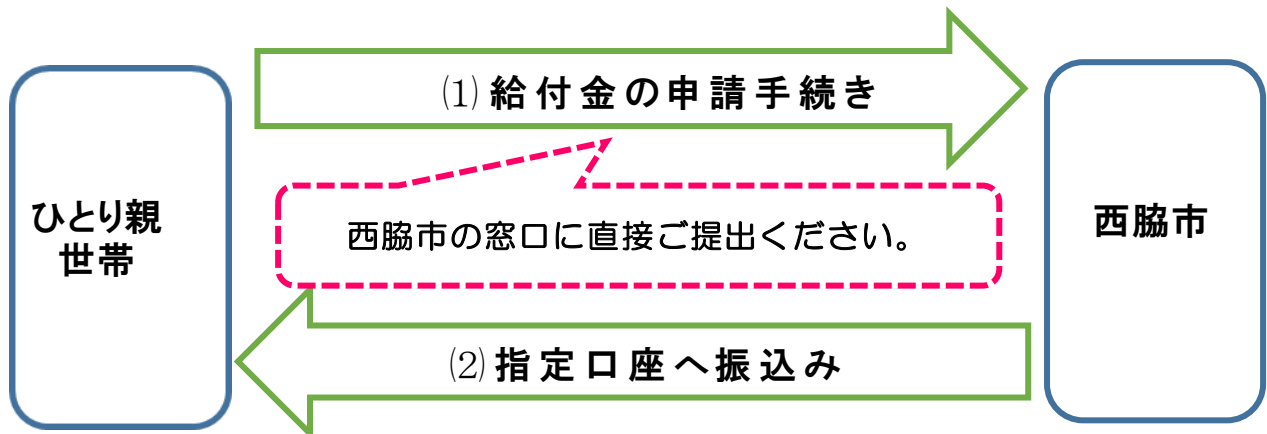
(表面1の①に該当する方)…令和5年5月30日(火)に申請不要で支給済みです。(★令和5年4月分で新たに児童扶養手当受給者となった方も申請不要で受け取れます。)

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

■ 上記以外の方(表面1の②又は③のいずれかに該当する方)

- ▶ 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに西脇市の窓口に提出してください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に可能な限り速やかに振り込みます。



「低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市町村やこども家庭庁（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署又は警察相談専門電話(#9110)にご連絡ください。